

国道等の維持管理に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 28 年 8 月

総務省沖縄行政評価事務所

目 次

第 1	行政評価・監視の目的等	1
第 2	行政評価・監視の結果	2
1	歩道等の安全及び利便の確保	2
2	道路標識の維持管理	29

図 表 目 次

1 利用者の安全及び利便の確保

表 1-1	道路関係法令(抜粋)	13
表 1-2	沖縄県内の直轄国道	14
表 1-3	バリアフリー関連法令等(抜粋)	15
表 1-4	道路維持管理計画の概要(平成 25 年度)	17
表 1-5	国道事務所の管理路線(平成 28 年 4 月現在)	17
表 1-6	道路巡回(通常巡回)及び歩道巡回の概要(平成 27 年度)	18
表 1-7	道路巡回において確認した施設・構造物	19
表 1-8	道路巡回における視覚障害者誘導用ブロック 及び横断歩道橋の指摘内容	19
表 1-9	歩道巡回において確認した施設・構造物	20
表 1-10	歩道巡回における視覚障害者誘導用ブロック 及び横断歩道橋の指摘内容	20
表 1-11	当事務所の歩行等調査結果(総数)	21
表 1-12	視覚障害者誘導用ブロック設置指針の概要	22
表 1-13	当事務所の歩行等調査結果(視覚障害者誘導用ブロック・歩道)	23
表 1-14	立体横断施設技術基準の概要	24
表 1-15	当事務所の歩行等調査結果(横断歩道橋)	25
表 1-16	防護柵の設置基準の概要	25
表 1-17	当事務所の歩行等調査結果(防護柵)	26
表 1-18	視線誘導標設置基準の概要	26
表 1-19	当事務所の歩行等調査結果(視線誘導標・地点標)	27
表 1-20	当事務所の歩行等調査結果(トンネル)	28
表 1-21	直轄国道の維持管理に関する身体障害者団体の意見・要望	28

2 道路標識の維持管理

表 2-1	道路標識関係法令(抜粋)	34
表 2-2	沖縄ブロック道路標識適正化委員会の構成	35
表 2-3	沖縄ブロック道路標識適正化委員会の開催状況	36
表 2-4	道路案内標識表示等基準の概要	37
表 2-5	著名地点道路案内標識マニュアルにおける ピクトグラムに係る事項の概要	37
表 2-6	道路巡回において確認した道路標識の件数	38
表 2-7	道路巡回における道路標識の指摘内容	38
表 2-8	歩道巡回において確認した道路標識の件数	38
表 2-9	歩道巡回における道路標識の指摘内容	39
表 2-10	当事務所の歩行等調査結果(標識)	39

3 当事務所の歩行等調査結果における指摘事例の例(別冊)

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

モノレール以外に鉄軌道が無く、自動車等による人及び物の移動が中心となる沖縄県において、自動車交通等を支える道路は、経済・産業活動や社会を支える重要な基盤である。中でも、国道は、幹線道路網を構成し、中心的な役割を担っており、沖縄総合事務局が管理する直轄国道（一般国道のうち指定区間）は約 284 km（平成 28 年 4 月現在）となっている。

道路管理者は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 42 条に基づき、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。

また、同法第 45 条に基づき道路交通の安全と円滑を確保するため必要な場所への設置が義務付けられている道路標識については、「道路標識設置基準」（昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都市局長、道路局長通知）においてその効用が損なわれることがないように維持管理を十分に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮するとともに、異常を認めた場合は速やかに補修しなければならないとされている。

一方、行政相談には、歩道に生じている段差の解消や横断歩道橋の修繕など、国道の適切な維持管理に関する申し出が寄せられている。

また、沖縄県の入域観光客数が平成 26 年度に初めて 700 万人台を記録するなど、近年、沖縄県では外国人観光客を含めた観光客数が急増しており、これに伴い、レンタカー利用者も増加している。レンタカー利用者等が安全かつ快適に観光するためにも、道路標識の適切な維持管理が一層求められている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、道路利用者の安全及び利便の確保を図る観点から、道路管理者における国道等の維持管理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 調査対象

- (1) 調査対象機関
沖縄総合事務局
- (2) 関連調査等対象機関
関係団体等

3 担当部局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成 28 年 4 月～7 月

第2 行政評価・監視の結果

1 歩道等の安全及び利便の確保

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>道路（※）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に基づき、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類に区分されており、このうち、一般国道については、国が直接維持、修繕等の管理を行う区間（以下「直轄国道」という。）と、都道府県が管理を行う区間とに区分されている。直轄国道は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）により、その区間が指定されており、沖縄県における直轄国道は、国道58号、国道329号、国道330号のうち沖縄市照屋から那覇市古島までの区間、国道331号のうち那覇市奥武山町から名護市字二見までの区間、国道332号及び国道506号の6路線となっている。</p> <p>また、道路管理者は、道路法第42条に基づき、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。</p> <p>※ 道路は、道路法第2条第1項において、一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする規定されている。また、道路の附属物については、同法第2条第2項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3において、防護柵、駒止、道路標識、道路情報管理施設、駐車場、視線誘導標等が規定されている。</p> <p>さらに、我が国においては、高齢者、障害者等が社会、経済活動に参加する機会を確保することが求められており、バリアフリー化を一層推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。）が平成18年12月に施行された。これに合わせて、国土交通省では、特定道路（※）の新設又は改築を行う際に適合させる基準として、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年12月19日国土交通省令第116号。以下「移動等円滑化基準」という。）を定めており、当該基準においては、歩道や立体横断施設、視覚障害者誘導用ブロックの設置等に係る基準が定められているが、当該基準は、バリアフリー新法第10条第4項により、特定道路のみならず、全ての道路に対して適合の努力義務が課されている。</p>	<p>表1-1</p> <p>表1-2</p> <p>表1-3</p>

※ 特定道路：生活関連経路を構成する 道路法 による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものをいう。

沖縄県における直轄国道は、内閣府沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）が管理しており、同局では、直轄国道の適切な維持管理を行うため、国土交通省本省が示した「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」に基づき、平成 25 年 4 月に、道路巡回や路面清掃、除草等の実施方針を定めた「道路維持管理計画」を策定している。道路巡回等の維持管理業務は、当該計画等を基に、総合事務局の出先機関である南部国道事務所及び北部国道事務所が担当しており、南部国道事務所では、直轄国道のうち、読谷村以南の国道 58 号、うるま市栄野比以南の国道 329 号、国道 330 号、国道 331 号（※）、国道 332 号及び国道 506 号（那覇空港自動車道）の 6 路線（約 172.2 キロメートル：平成 28 年 4 月時点）の維持管理を、北部国道事務所では、恩納村以北の国道 58 号、うるま市栄野比以北の国道 329 号の 2 路線（約 155.3 キロメートル：平成 28 年 4 月時点）の維持管理を実施している。

表 1 - 4

表 1 - 5

※ 国道 331 号は、国道 329 号と重複する区間があるため、重複する区間を除くと那覇市奥武山町から与那原町与那原交差点までの区間となる。

【調査結果】

今回、南部国道事務所及び北部国道事務所、並びに両国道事務所の下部機関である与那原維持出張所、嘉手納国道出張所、那覇空港自動車道出張所（※）及び名護維持出張所（以下「維持出張所等」という。）における道路巡回及び歩道巡回（以下、両巡回を併せて「道路等巡回」という。）の実施状況を調査するとともに、当事務所において、直轄国道 4 路線（国道 58 号、国道 329 号、国道 330 号及び国道 331 号）における歩道や、横断歩道橋、防護柵、視線誘導標等の交通安全施設等（道路標識を除く。）について徒歩及び車両により調査（以下「歩行等調査」という。）した結果、以下のような状況がみられた。

※ 那覇空港自動車道出張所が管理する区間は、自動車専用道路であるため歩道巡回の実施は無い。

(1) 道路等巡回の実施状況

南部国道事務所及び北部国道事務所管内の直轄国道の道路等巡回に係る業務は、i) 南部国道事務所管内については、同事務所の下部機関である

与那原維持出張所、嘉手納国道出張所及び那覇空港自動車道出張所が、ii) 北部国道事務所管内については、同事務所の下部機関である名護維持出張所が所管しているが、道路等巡回は、主として民間業者への外部委託により実施されている。

また、道路等巡回の実施に当たっては、上記道路維持管理計画のほか、各国道事務所において、巡回の実施方法や巡回内容等を定めた道路巡回要領及び歩道巡回要領が作成されている。さらに、道路等巡回業務の外部委託に当たっては、業務発注に際して示された「路面清掃工事道路巡回業務特記仕様書」に基づき、道路等巡回業務の受託業者において、巡回業務の実施方針、巡回工程等を定めた実施（又は施工）計画書が策定されている。

これらの巡回要領等によると、道路等巡回業務は、災害発生時等に行う異常時巡回を除くと、以下のとおり、通常巡回及び歩道巡回に区分されている。

表 1 - 6

ア 通常巡回

道路巡回要領によると、通常巡回は、1班（巡回員1名及び巡回補助員1名）体制で、原則として2日に1回、道路パトロールカーの車内より、道路の異常、道路利用状況を目視で確認することとされている。また、確認する項目としては、道路及び道路附属施設について、①路面、路肩、路側、歩道、②橋梁、横断歩道橋、トンネル等の構造物、③横断歩道橋、視線誘導標等の交通安全施設、④地点標、境界杭など8項目の状況を確認するほか、道路工事等が交通に影響を与えている状況や道路占用の状況等についても確認することとされている。

通常巡回の実施に当たっては、上記の確認項目について、道路巡回業務の受託業者において、特にその日に重点的に確認すべき項目を組み合わせた複数の重点項目を設定し、巡回日ごとにこれを循環する方式（ローテーション方式）で行われており、道路巡回終了後は、パトロール日誌（道路巡回日誌）を作成の上、撮影した写真とともに報告している。

なお、通常巡回時においても、必要に応じ徒歩による確認が行われている。

イ 歩道巡回

歩道巡回要領によると、歩道巡回は、1班（巡回員2名）体制で、年1回徒歩により、歩道や道路附属施設の状況等を確認することとされている。また、確認する項目としては、道路及び道路附属施設について、

①電柱、信号柱、標識柱、照明柱等の歩行者への妨げ又は破損、②歩道路面状況（ポットホール、亀裂、凹凸、段差、陥没、水たまり等）、③歩道上の障害物（自動車、自転車、看板、占用物件、歩道使用等）、④立体横断施設の状況（破損、汚れ、落書き等）、⑤歩行者用・自転車用防護柵の状況（腐食、損傷等）、⑥標識、視線誘導標の破損、⑦交通バリアフリー法（※）で問題と思われる箇所など12項目の状況を確認するほか、歩道上での工事が通行に影響を与えている状況や歩行者の誘導状況等についても確認することとされている。

歩道巡回は、年1回実施されるため、上記の確認項目全てに留意して行うこととされており、歩道巡回終了後は、パトロール日誌（歩道巡回日誌）を作成の上、撮影した写真とともに報告している。

※ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の通称で、同法と高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）が統合され、平成18年にバリアフリー新法が制定された。

道路等巡回では、上記の道路巡回要領や歩道巡回要領で記載されている確認項目等に沿って道路や道路附属施設等の点検を行っており、道路や道路附属施設等の異常等の有無については、道路等巡回を担当する維持出張所等の職員及び委託業者の道路巡回員の経験・判断に委ねられている。このことについて、南部及び北部の両国道事務所では、委託業者の道路巡回員は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）等の有資格者や道路監理員等の一定の業務経験年数を有する者等が要件とされているため、道路や道路附属施設等の損傷の有無について判断できることとしている。

しかし、上記の道路巡回要領や歩道巡回要領における確認項目は、既存施設の損壊等の点検が中心となっており、バリアフリー新法で求められている高齢者や障害者等の視点に立った点検項目等は、具体的に示されていない。

このため、今回、当事務所において、維持出張所等における道路巡回日誌（平成27年4月分）及び歩道巡回日誌（平成27年度分）を分析したところ、①通常巡回において把握した事例は948件で、その内容は、落下物や動物の死骸に関する事例が446件と全体の約47%を占めており、それ以外の事例では車道や歩道の舗装の破損等に係る事例が138件（14.6%）、のぼり等違法広告物に係る事例が98件（10.3%）等、②歩道巡回において把握した事例は1,064件で、その内容は、歩道の舗装の破損や排水施設等に

表1-7～表1-10

係る事例が 351 件と全体の約 33%を占めており、それ以外の事例では防護柵の腐食・破損等に係る事例が 134 件 (12.6%)、附属施設等への落書きに係る事例が 129 件 (12.1%) 等となっている。一方、例えば、今回、当事務所の歩行等調査において相当数 (379 か所) 把握された視覚障害者誘導用ブロックに係る事例については、通常巡回においては 9 件 (全体の 0.9%)、歩道巡回においては 50 件 (同 4.7%) に過ぎない。

その上、視覚障害者誘導用ブロックについて指摘した内容をみると、大部分がブロックの破損やグラつきなど既存施設の損傷に係るものとなっており、下記 (2) において当事務所が視覚障害者誘導用ブロックについて指摘している、①マンホール等により途切れている、②県道や市町村道等の視覚障害者誘導用ブロックと接続されていない、③終端に点状ブロックが設置されていない、④ブロックの上又は近接して障害物がある等の視覚障害者の視点に立った内容の事例は皆無となっている。また、横断歩道橋についても、道路等巡回においては、当事務所が指摘している、①最上部や踊り場に点状ブロックが設置されていないものや、②手すりが設置されていないものの指摘はなく、高齢者、障害者等の視点に立った点検が十分行われているとは言い難い。

さらに、今回、当事務所の歩行等調査において数多くみられた視線誘導標 (縁石^{ふちいし} 鉾^{びょう}) や地点標 (百メートル標) の損壊等に係る事例についても、道路等巡回ではほとんど把握されていないなど、点検の充実を図ることが必要な施設がみられる。

(2) 当事務所における歩行等調査結果

当事務所において、直轄国道 4 路線 (国道 58 号、国道 329 号、国道 330 号及び国道 331 号) について歩道及び視覚障害者誘導用ブロックや、横断歩道橋、防護柵、視線誘導標等の交通安全施設等 (※道路標識を除く。) の状態を調査した結果、732 か所において改善を要すべき状況がみられた。その内訳をみると、視覚障害者誘導用ブロックに係る事例が 379 か所と全体の約半数を占めている。詳細は、以下のとおりである。なお、歩行等調査において改善が必要と認められた 732 か所のうち 221 か所 (30.2%) については、既に改善 (応急的な対応を含む。以下同じ) が図られている。

※ 道路標識については、項目 2 を参照

ア 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック

道路には、車両の通行に供する車道のほか、歩行者の通行に供するための歩道が設置されており、道路管理者は、歩行者の安全な通行を確保

表 1-11

<p>するため、歩道が良好な状態に保たれるよう、歩道や道路附属施設の損傷等に対して補修を行う等の適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>一方、視覚障害者の社会参加機会の拡大に伴い、歩道上には、視覚障害者が円滑に通行できるよう視覚障害者誘導用ブロックが設置されている箇所があり、当該ブロックの設置に当たっては、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」(昭和60年8月21日付け 都街発第23号 道企発第39号)により、一般的技術的指針が定められている。当該指針2-3-2によると、視覚障害者誘導用ブロックは、バス停等の誘導対象施設等への方向を示す線状ブロックと、障害物等の注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を示す点状ブロックとを用いて設置することとされている。また、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」(昭和60年9月 公益社団法人日本道路協会) 5-1及び5-2によると、視覚障害者誘導用ブロックの機能を十分に発揮させるためには日常の点検と保守が大切であり、点検により同ブロックの摩耗・破損を発見した場合には当該箇所の補修を行うものとするとしている。</p>	<p>表1-12</p>
<p>しかし、以下のとおり、視覚障害者や歩行者等の円滑な通行に支障が生じるおそれがある事例等が415か所(視覚障害者誘導用ブロック379か所、歩道36か所)みられた。なお、このうち111か所(視覚障害者誘導用ブロック87か所、歩道24か所)(26.7%)については、既に改善が図られている。</p> <p>① 視覚障害者誘導用ブロックがマンホール等により途切れているため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの(60cm以上(※)131か所)</p> <p>※ 視覚障害者団体では、60cm以上途切れると方向が分からなくなり、不安に感じている。</p> <p>② 県道、市町村道等の視覚障害者誘導用ブロックとの接続ができていないため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの(12か所※)</p> <p>※ 当該事例については、県又は市町村の管理区域に属している3か所を含む。</p> <p>③ 視覚障害者誘導用ブロックの誘導内容が誤っており、車道等に誘導するおそれがあるもの(7か所)</p> <p>④ 視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが設置されていないこと等により、視覚障害者に混乱を与えるおそれがあるもの(55か所)</p> <p>⑤ 視覚障害者誘導用ブロックが破損・すり減り、土砂、雑草、水たま</p>	<p>表1-13 別冊事例集 事例1~30</p>

<p>り等により、機能が損なわれているもの (95 か所)</p> <p>⑥ 視覚障害者誘導用ブロック上又は近接して障害物があるため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの (70 か所)</p> <p>⑦ その他、視覚障害者誘導用ブロックの色が歩道の色と酷似していること等のため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの等 (9 か所)</p> <p>⑧ 歩道に穴が空いている、段差がある等により、歩行者や自転車等の通行に支障が生じるおそれがあるもの (25 か所)</p> <p>⑨ 歩道の車止めや車止めの反射材が破損しているもの (11 か所)</p> <p>イ 横断歩道橋</p> <p>横断歩道橋は、車道を横断する歩行者等を車道から立体的に分離することにより横断者の安全を確保するために設置する施設である。また、横断歩道橋については、「立体横断施設技術基準」(昭和 53 年 3 月 22 日付け 都街発第 13 号 道企発第 14 号) 6-1 により、①横断歩道橋は路面及びけた、高欄等を常に清浄な状態に保つよう清掃を行なわなければならない、②パトロールを適切な期間ごとに実施し、横断歩道橋のけたの状態、塗装、排水管、照明器具、目かくし板等について点検しなければならないこととされており、これらの点検により異常が認められた箇所は、修理しなければならないこととされている。</p> <p>しかし、以下のとおり、視覚障害者への配慮が欠けている事例や、歩行者、特に高齢者等の円滑な通行に支障が生じるおそれがある事例等が 30 か所みられた。なお、このうち 5 か所 (16.7%) については、既に改善が図られている。</p> <p>① 横断歩道橋の昇降口には視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、当該歩道橋の最上部・踊り場に点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者が階段から転倒するおそれがあるもの (12 か所)</p> <p>② 上記立体横断施設技術基準によると、横断歩道橋の階段及び踊り場には手すりを設けるものとされているが、階段に手すりが設置されていない、欠損している等により、歩行者、特に高齢者等が円滑に通行できないおそれがあるもの (3 か所)</p> <p>③ 排水口のつまり、階段の滑り止めの破損、腐食して穴が空くなど、横断歩道橋の機能が損なわれているおそれがあるもの (4 か所)</p> <p>④ 同一の横断歩道橋で、①から③の状況が混在しているもの (11 か所)</p>	<p>表 1-14</p> <p>表 1-15</p> <p>別冊事例集 事例 31~38</p>
--	---

<p>必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする、②トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとするとしている。</p> <p>しかし、以下のとおり、利用者の安全確保が十分図られていないおそれのある事例が3か所みられた。</p> <p>① 複数箇所において、照明が連続して点灯していないため、歩行者等の通行に支障が生じるおそれがあるもの（1か所）</p> <p>② 通報設備及び消火器が設置されている場所の歩車道境界に防護柵があるため、車道側から使用しにくいもの（2か所）</p> <p>上記アからカの事例がみられた原因としては、次のようなことが考えられる。</p> <p>① 道路等巡回においては、道路巡回要領や歩道巡回要領における確認項目は、既存施設の損壊等の点検が中心となっており、バリアフリー新法で求められている高齢者や障害者等の視点に立った点検項目等が具体的に示されていないこと。</p> <p>② このため、道路巡回員等の点検は、主として既存施設の異常を把握することを中心として行われており、道路利用者、特に高齢者や障害者等の視点が十分に考慮されていないこと。</p> <p>③ 道路等巡回においては、視線誘導標（縁石鋸）や地点標（百メートル標）に係る点検がほとんど実施されていないなど、点検の充実を図ることが必要な施設がみられること。</p>	<p>表1-20 別冊事例集 事例57～58</p>
<p>(3) 身体障害者団体の意見・要望</p> <p>当事務所において、身体障害者団体に直轄国道の管理に関する意見・要望を聴取したところ、当事務所の上記歩行等調査結果の事例と同様に、①視覚障害者誘導用ブロックがマンホール等により途中で途切れている場合、方向が分からなくなり不安を感じる、②線状ブロックを歩行する場合は、終端に点状ブロック（警戒ブロック）があるものと認識して歩行しているため、終端に点状ブロックがない場合は不安を感じる、③視覚障害者誘導用ブロックがすり減ったり、破損していたりするのは非常に困る等の視覚障害者誘導用ブロックの維持管理に関する個別の意見や、沖縄地方バリアフリー推進連絡会議等で意見を述べる場はあるが、道路に特化した意</p>	<p>表1-21</p>

見を述べる場（国道事務所の現場の職員との意見交換等）が欲しい等の要望が聴かれた。

一方、南部及び北部の両国道事務所によると、以前は、バリアフリーの推進の観点から、例えば、視覚障害者誘導用ブロックの設置等に関しても、身体障害者団体との懇談会を沖縄県等と合同で開催するなど身体障害者団体の意見を取り入れて実施していたが、最近では身体障害者団体からの要望も聞かれないため、身体障害者団体との調整は行われていないとしている。

前述のとおり、我が国においては、バリアフリー化を一層推進するため、バリアフリー新法に基づき、全ての道路において、移動等円滑化基準の適合の努力義務が課されているため、直轄国道の改築等に当たっても、身体障害者団体の意見を取り入れて実施することが有益だと考えられる。

【所見】

したがって、総合事務局は、直轄国道の的確な維持管理を行い、もって道路利用者のより一層の安全及び利便の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 道路等巡回の実施に当たっては、道路利用者、特に高齢者や障害者等の視点に立った具体的な点検項目を設定したチェックリスト等を策定するなどして、これを活用した点検を行うとともに、視線誘導標（縁石鋸）や地点標（百メートル標）等に係る点検を的確に実施すること。
- ② 今回、当事務所が指摘した事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、歩行者の安全が十分確保されていないものについては、速やかに必要な措置を講ずること。
- ③ 国道の改築等に当たっては、移動等円滑化基準に適合させるための必要な措置が講じられるよう、身体障害者団体等の意見・要望を取り入れる方策等を検討すること。

また、今後、視覚障害者誘導用ブロックの設置に当たっては、道路管理者が異なる道路においても、地方公共団体等との協議を実施するなどして、その連続性が確保されるよう努めること。

表 1-1 道路関係法令(抜粋)

○ 道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)

(用語の定義)

第 2 条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

- 一 道路上のさく又は駒止
- 二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
- 三 道路標識、道路元標又は里程標
- 四 道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。)
- 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場
- 六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの
- 七 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝
- 八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

(道路の種類)

第 3 条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

(道路の維持又は修繕)

第 42 条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

○ 道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)

(道路の附属物)

第 34 条の 3 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

○ **道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）**

（交通安全施設）

第 31 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

○ **道路構造令施行規則（昭和 46 年 3 月 31 日建設省令第 7 号）**

（交通安全施設）

第 3 条 令第三十一条 の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 駒止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（注） 下線は、当事務所で付した。

表 1-2 沖縄県内の直轄国道

○ **一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）**

一般国道の指定区間は、北海道の区域内に存する区間並びに別表上欄に掲げる路線名の一般国道の同表下欄に掲げる区間及びこれらの区間のうちのいずれかにおいて同表の当該区間に係る項の上欄に掲げる路線名の一般国道と重複する道路の部分の有する一般国道で同表上欄にその路線名が掲げられていないものの当該重複する区間とする。

別表

路線名	指定区間
58 号	鹿児島市山下町五番一から同市名山町十二番一まで及び <u>沖縄県国頭郡国頭村字奥新田原五百四十一番の一から那覇市奥武山町五十一番まで</u>
329 号	名護市字世富慶世富慶原四番一から那覇市旭町四十六番まで
330 号	沖縄市照屋一丁目二十八番八から那覇市古島一丁目二十六番一まで
331 号	那覇市奥武山町五十一番から名護市字二見スギンダ二百四十一番まで
332 号	那覇市字安次嶺那崎原五百二十六番三から同市垣花町八番七まで
506 号	那覇市字鏡水水溜屋原千十一番一から沖縄県中頭郡西原町字池田我喜又四百八番一まで

注 1 下線は、当事務所で付した。

2 国道 331 号は、国道 329 号と重複する区間があるため、重複する区間を除くと那覇市奥武山町五十一番から与那原町与那原交差点までの区間となる。

表 1-3

バリアフリー関連法令等(抜粋)

<p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） （道路管理者の基準適合義務等）</p> <p>第 10 条 <u>道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。</p> <p>3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>4 <u>道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>○ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 116 号）</p> <p>第 2 章 歩道等 （歩道）</p> <p>第 3 条 <u>道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</u> （舗装）</p> <p>第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</u></p> <p>第 3 章 立体横断施設 （立体横断施設）</p> <p>第 11 条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。</p> <p>2・3 （略） （階段）</p> <p>第 16 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。 二 <u>二段式の手すりを両側に設けること。</u> 三 <u>手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</u></p> <p>四～十一 （略）</p> <p>第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 （視覚障害者誘導用ブロック）</p> <p>第 34 条 <u>歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p>2 <u>視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</u></p> <p>3 略</p>
--

- 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（道路のバリアフリー整備ガイドライン）～道路のユニバーサルデザインを目指して～」（平成23年8月財団法人国土技術研究センター）

第2章 歩道等

2-1-2 舗装

- (2) 平たんで滑りにくい舗装の構造

歩行中のつまずきや滑りによるふらつきや転倒を防止する観点から、路面を平たんかつ滑りにくい仕上げとしなければならない。

(略)

また、占用物件やマンホール等による段差や、占用工事後の舗装の不具合により平たん性が侵されないよう配慮することが望ましい。

第3章 立体横断施設

3-3-2 階段

- (5) 手すり

2) 手すりは、階段の終端部から水平区間へ60cm程度延長し、利用者の昇降、誘導が円滑になるようにすることが望ましい。

3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付ける こととする。(以下、略)

1)、4)、5) 略

- (7) その他

1)、2) 略

3) 階段の終始部においては、視覚障害者誘導用ブロックを設置することが望ましい。

第8章 視覚障害者誘導用ブロック

8-1 視覚障害者誘導用ブロック

- (6) 色彩

視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とする。しかしながら、色彩に配慮した舗装を施した歩道等において、黄色いブロックを適用することでその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とするものとする。(以下、略)

8-3 設置の方法

- (2) 設置の原則

1) 線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の移動方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。(※)

※ [やむを得ず横断歩道が斜めの場合の設置例]

- ・横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起の方向とを同一方向にすることが望ましい。
- ・視覚障害者は、視覚障害者誘導用ブロック及び縁石の配列と、横断歩道が垂直に交わるという認識により、横断歩道を横断するという意見があり、横断歩道が斜めの場合の対策を検討する必要がある。

2)、3) 略

4) 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとする。(※)(以下、略)

※ 説明：視覚障害者誘導用ブロックの幅は、(略) ブロックを跨ぎ越すことのないように約60cmとした。

7) 視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとする。

(注) 下線は、当事務所で付した。

表 1-4 道路維持管理計画の概要(平成 25 年度)

区 分	内 容
道路巡回	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として2日に1回の頻度で実施 ・主に道路パトロールの車内より、目視で確認
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・路面清掃：原則年間1回（D I D内：年間6回） ※D I D…人口集中地区（人口密度が4,000人/k㎡以上の基本単位が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定） ・排水構造物清掃：土砂の堆積状況等を勘案して年1回を目安として実施
除草	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草繁茂による見通し阻害の防止や、歩行空間の確保等のため以下の繁茂状況を目安として実施 ① 建築限界内の通行安全確保ができない場合 ② 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
剪定	<ul style="list-style-type: none"> ・高木、中低木：3年に1回程度 ただし、樹種による成長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定 ・寄植：1年に1回程度
舗装補修	<ul style="list-style-type: none"> ・路面性状（ひび割れ率、わだち掘れ量等）により、シール材の注入、切削、打ち換え、切削オーバーレイ等の舗装補修を実施

(注) 沖縄総合事務局の道路維持管理計画に基づき作成した。

表 1-5 国道事務所の管理路線（平成 28 年 4 月現在） (単位：km)

国道事務所	路線名	区 間	実延長
南部	国道 58 号	読谷村字親志親志原 446 番 1 那覇市奥武山町 51 番	29.7 (10.0)
	国道 329 号	うるま市栄野比安城原 1037 番 1 那覇市旭町 46 番	35.3 (2.7)
	国道 330 号	沖縄市照屋 1 丁目 29 番 那覇市古島 1 丁目 26 番 1	20.5 (0)
	国道 331 号	那覇市奥武山町 51 番 うるま市栄野比安城原 1037 番 1	48.4 (10.9)
	国道 332 号	那覇市安次嶺那崎原 526 番 3 那覇市垣花町 8 番 7	3.0 (0)
	国道 506 号	豊見城市字名嘉地屋無垣原 137 番 3 西原町字池田我喜又 408 番 1	11.7 (0)
		計	148.5 (23.7)
	管理延長	172.2	
北部	国道 58 号	国頭村字奥新田原 541 番 1 恩納村字山田垂川原 1596 番 3	92.8 (14.8)
	国道 329 号	名護市字世富慶世富慶原 4 番 1 うるま市字栄野比安城原 1037 番 1	42.7 (5.0)
		計	135.5 (19.8)
		管理延長	155.3
合 計			284.0 (43.5)
管理延長			327.5

注 1 国道事務所の資料により、当事務所で作成した。

2 国道 331 号及び国道 332 号については、重複する区間を除いてある。

3 () 内は、ダブルウェイ（バイパス、旧道）区間の延長で、外数である。

4 管理延長は、ダブルウェイ区間を加えた延長である。

表 1-6 道路巡回(通常巡回)及び歩道巡回の概要(平成 27 年度)

区 分	道路巡回(通常巡回)	歩道巡回
目 的	道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して適宜の措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集	歩道が良好な状態に保たれるよう、歩道及び道路附属施設並びに歩道の利用状況を把握し、歩道の異常及び不法占用等に対して、適切な措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集
実 施 機 関・対象路 線	【南部国道事務所】 ①与那原維持出張所 [58号、329号、331号、332号] ②嘉手納国道出張所 [58号、329号、330号] ③那覇空港自動車出張所 [58号(那覇西道路)、506号]	【南部国道事務所】 ①与那原維持出張所 同左 ②嘉手納国道出張所 同左 ※ 那覇空港自動車出張所が管理する区間は、自動車専用道路であるため歩道巡回の実施は無い。
	【北部国道事務所】 ①名護維持出張所 [58号、329号]	【北部国道事務所】 ①名護維持出張所 同左
実施方法	民間業者に委託して実施。ただし、①南部国道事務所管内では、原則として1週間のうち1日、②北部国道事務所管内では、原則として年33回は、出張所の職員が実施	民間業者に委託して実施
巡回体制	巡回員1名・巡回補助員1名の1班体制	巡回員2名の1班体制
巡回時間	8時30分～17時15分	同左
巡回方法	主に道路パトロールカーの車内より、道路の異常、道路の利用状況等を目視で確認。必要に応じ徒歩により確認	徒歩により、歩道や道路附属施設の状況等を確認
巡回頻度	原則として2日に1回。ただし、嘉手納国道出張所担当の国道58号及び名護維持出張所担当の国道329号は毎日実施	年1回
道路及び道路附属施設に係る確認項目	①路面、路肩、路側、歩道 ②法面 ③排水施設 ④構造物(橋梁、横断歩道橋、トンネル、ボックスカルバート等) ⑤交通安全施設 ⑥街路樹、植栽帯 ⑦地点標、境界杭 ⑧その他の道路施設	①電柱、信号柱、標識柱、照明柱等の歩行者への妨げ又は破損 ②歩道路面状況(ポットホール、亀裂、凹凸、段差、陥没、水たまり等) ③歩道上の障害物(自動車、自転車、看板、占用物件、歩道使用等) ④ゴミ散乱、街路樹の枝、雑草繁茂 ⑤立体横断施設の状況(破損、汚れ、落書き等) ⑥歩行者用・自転車用防護柵の状況(腐食、損傷等) ⑦マンホール等の蓋のガタツキ、及び水の溢れ ⑧排水樹・側溝の蓋等のガタツキ、外れ、損傷 ⑨標識、視線誘導標の破損 ⑩歩車道境界ブロック、乗り入れブロック等の破損、ガタツキ ⑪交通バリアフリー法で問題と思われる箇所 ⑫その他、歩道利用上で危険と思われる箇所、物

注 1 道路巡回要領、歩道巡回要領等に基づき作成した。

2 国道58号(那覇西道路)については、2班体制で夜間も巡回を行っている。

表1-7 道路巡回において確認した施設・構造物

国道事務所名		南部				北部	合計
維持出張所等名		与那原	嘉手納	空港	計	名護	
道路	車道	26	23	2	51	11	62
	歩道	17	8	0	25	3	28
	照明	4	0	1	5	0	5
	排水施設	10	11	5	26	1	27
	その他	5	7	0	12	4	16
	小計	62	49	8	119	19	138
視覚障害者誘導用ブロック		1	7	0	8	1	9
横断歩道橋		4	4	0	8	1	9
バス停留所		0	1	0	1	0	1
防護柵		11	13	1	25	2	27
車止め・ポストコーン		4	4	0	8	3	11
視線誘導標	デリニューター	1	8	8	17	1	18
	縁石鋸	0	2	0	2	1	3
	その他	0	0	2	2	0	2
地点標	km標	1	1	0	2	0	2
	100m標	1	0	0	1	0	1
標識	案内標識	1	0	0	1	0	1
	警戒標識	0	0	1	1	0	1
	規制・指示標識	1	0	0	1	1	2
街路樹・雑草		23	31	2	56	9	65
落下物・動物死骸		73	48	230	351	95	446
その他 (不法 占用 等)	のぼり等	47	50	0	97	1	98
	放置車両等	15	11	36	62	1	63
	落書き	9	6	0	15	0	15
	その他	5	15	10	30	6	36
合計		259	250	298	807	141	948

注1 当事務所の調査結果による。

2 道路巡回の期間は、平成27年4月である。

表1-8 道路巡回における視覚障害者誘導用ブロック及び横断歩道橋の指摘内容

国道事務所名		南部				北部	合計
維持出張所等名		与那原	嘉手納	空港	計	名護	
誘導 ブ ロ ッ ク	毀損	0	4	0	4	1	5
	雑草・土砂	1	2	0	3	0	3
	障害物	0	1	0	1	0	1
	計	1	7	0	8	1	9
歩道 橋	毀損	3	3	0	6	1	7
	滞水	1	1	0	2	0	2
	計	4	4	0	8	1	9

注1 当事務所の調査結果による。

2 道路巡回の期間は、平成27年4月である。

表 1-9 歩道巡回において確認した施設・構造物

国道事務所名		南部			北部	合計
維持出張所等名		与那原	嘉手納	計	名護	
道路	車道	3	6	9	1	10
	歩道	99	46	145	36	181
	照明	8	3	11	13	24
	排水施設	47	56	103	18	121
	その他	0	6	6	9	15
	小計	157	117	274	77	351
視覚障害者誘導用ブロック		24	11	35	15	50
横断歩道橋		3	7	10	0	10
バス停留所		4	1	5	27	32
防護柵		24	63	87	47	134
車止め・ポストコーン		7	8	15	8	23
視線誘導標	デリニエーター	2	8	10	2	12
	縁石鋸	1	2	3	0	3
	その他	1	0	1	1	2
地点標	km標	0	0	0	8	8
	100m標	1	0	1	0	1
標識	案内標識	1	3	4	39	43
	警戒標識	1	0	1	5	6
	規制・指示標識	0	0	0	10	10
街路樹・雑草		36	2	38	18	56
落下物・動物死骸		26	10	36	4	40
その他(不法占用等)	のぼり等	51	1	52	64	116
	放置車両等	22	0	22	0	22
	落書き	3	90	93	36	129
	その他	11	2	13	3	16
合計		375	325	700	364	1,064

- 注 1 当事務所の調査結果による。
 2 歩道巡回は、平成 27 年度の実績である。

表 1-10 歩道巡回における視覚障害者誘導用ブロック及び横断歩道橋の指摘内容

国道事務所名		南部			北部	合計
維持出張所等名		与那原	嘉手納	計	名護	
誘導ブロック	毀損	9	10	19	13	32
	雑草・土砂	15	1	16	2	18
	障害物	0	0	0	0	0
	計	24	11	35	15	50
歩道橋	毀損	3	6	9	0	9
	滞水	0	1	1	0	1
	計	3	7	10	0	10

- 注 1 当事務所の調査結果による。
 2 歩道巡回は、平成 27 年度の実績である。

表 1-11 当事務所の歩行等調査結果(総数)

No.	事例の区分	箇所数						計
		国道 58号	国道 329号	国道 330号	国道 331号	国道 332号	国道 506号	
1	視覚障害者誘導用ブロック	120(1)	60	111(2)	88	—	—	379(3) (51.8)
2	歩道	12	4	10	10	—	—	36 (4.9)
3	横断歩道橋	15	3	8	4	—	—	30 (4.1)
4	防護柵	1	6	0	0	—	—	7 (1.0)
5	視線誘導標	58	42	27	8	—	—	135 (18.4)
	うち縁石鉾	39	25	15	5	—	—	84
6	地点標	40	46	51	5	—	—	142 (19.4)
	うち百メートル標	31	36	42	2	—	—	111
7	トンネル	1	0	2	0	—	—	3 (0.4)
計		247	161	209	115	—	—	732 (100)
(参考) 標識		21	14	6	17	2	2	62
合計		268	175	215	132	2	2	794

注1 当事務所の歩行等調査結果による。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの箇所数については、県又は市町村の管理区域に属している3か所を含む。
- 3 視線誘導標欄の「縁石鉾」については、縁石に設置されている自発光式の視線誘導標を含む。
- 4 国道332号及び国道506号については、標識の状態のみを確認した。
- 5 下段の()内は、「計」に対する構成比で、%である。

表 1-12 視覚障害者誘導用ブロック設置指針の概要

区 分	内 容	解説(要約)
定義 (1-3)	視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設	視覚障害者が道路を歩行する場合、施設や道路構造等の一般情報や、同一経路の歩行経緯、歩行前、歩行中の道案内等の個別情報を持って道路を歩行している。視覚障害者誘導用ブロックは、これらの大まかな情報を持って道路を歩行している視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を現地で案内するための施設
種類 (2-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・線状ブロック：並行する線状の突起をその表面につけたブロック。 ・点状ブロック：点状の突起をその表面につけたブロック 	<ul style="list-style-type: none"> ・線状ブロック：方向表示用。主に誘導対象施設等の方向を示す。 ・点状ブロック：位置表示用。主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を示す。
設置の原則 (2-3-2)	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。）上に設置するものとする。</p> <p>(2) 線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを並行にすることによって示すものとする。</p> <p>点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。</p> <p>(3)～(7) 略</p>	(省 略)
点検 (5-1) 維持修繕 (5-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・点検は、下記の項目について実施することが望ましい。 (1) 視覚障害者誘導用ブロック <ul style="list-style-type: none"> ①突起の固定、破損及びすり減り状況 ②平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況 ・点検により視覚障害者誘導用ブロックの異常を認めた場合には、その補修を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの機能を十分に発揮させるためには日常の点検と保守が大切である。 ・点検により同ブロックの摩耗・破損を発見した場合には当該箇所の補修を行い常に視覚障害者誘導用ブロックの機能が十分発揮できるようにしておくものとする。

(注)「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」(昭和 60 年 9 月 公益社団法人日本道路協会)により、作成した。

表 1-13 当事務所の歩行等調査結果（視覚障害者誘導用ブロック・歩道）

区分	No.	事例の内容	箇所数				
			国道 58号	国道 329号	国道 330号	国道 331号	計
視覚障害者誘導用ブロック	1	視覚障害者誘導用ブロックがマンホール等により途切れているため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの	36	19	53	23	131
	2	県道、市町村道等の視覚障害者誘導用ブロックとの接続ができていないため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの	6(1)	1	2(2)	3	12(3)
	3	視覚障害者誘導用ブロックの誘導内容が誤っており、車道等に誘導するおそれがあるもの	3	1	1	2	7
	4	視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが設置されていないこと等により、視覚障害者に混乱を与えるおそれがあるもの	25	8	7	15	55
	5	視覚障害者誘導用ブロックが破損・すり減り、土砂、雑草、水たまり等により、機能が損なわれているもの	22	15	29	29	95
	6	視覚障害者誘導用ブロック上又は近接して障害物があるため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの	24	16	17	13	70
	7	その他、視覚障害者誘導用ブロックの色が歩道の色と酷似していること等のため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの等	4	0	2	3	9
	小 計			120(1)	60	111(2)	88
歩道	1	歩道に穴が空いている、段差がある等により、歩行者や自転車等の通行に支障が生じるおそれがあるもの	9	1	10	5	25
	2	歩道の車止めや車止めの反射材が破損しているもの	3	3	0	5	11
	小 計			12	4	10	10
合 計			132(1)	64	121(2)	98	415(3)

注 1 当事務所の歩行等調査結果による。

2 マンホール等による途切れは、60 cm以上のものを掲載してある。

3 () 書きは、県又は市町村の管理区域に属している箇所数、内数である。

表 1-14

立体横断施設技術基準の概要

区 分	内 容	解説(要約)
定義 (1-2)	立体横断施設とは、車道または鉄道もしくは軌道法による新設軌道（以下「鉄道」という。）の路面を横断する歩行者あるいは自転車利用者（以下「横断者」という。）を、単独に車道または鉄道から立体的に分離することにより、横断者の安全を確保することを目的とする施設	立体横断施設は、車道または鉄道の路面を横断しようとする歩行者あるいは自転車利用者を当該施設を設置することにより車道または鉄道から単独に立体的に分離し、歩行者等が車道または鉄道の路面を横断しないようにして横断者の安全の確保を図ろうとする施設
【横断歩道橋編】 手すり等 (2-10)	① 階段等および踊り場には手すりを設けるものとし、けあげ高が 15cm より大きいまたは踏み幅が 30cm より小さい階段で幅員が 3m を超える場合には、その中間にも手すりを設けるものとする。(略) ② 身体障害者の利用の多い地域においては、階段等以外の部分にも手すりを設置することおよび盲人用誘導ブロック等を設置することが望ましい。	① 階段および踊り場部分の手すりは、歩行者の補助として安全上必ず設置しなければならない。 ② 身体障害者の利用の多い地域においては、これらの利用者にとっても利用しやすい施設とする必要があり、このため昇降口に盲人用誘導ブロックを設置し、階段および通路に誘導用手すりを設置することが望ましい。
【横断歩道橋編】 階段の踏み面及びけあげ面 (5-2)	階段の踏み面及びけあげ面は、すき間のない構造としなければならない。けあげ面は図-2 のように引込ませ、踏み面の角には滑り止めを設けなければならない。(略)	階段は、歩行者が利用しやすく、また、危険のないようにするために、踏み面とけあげ面は隙間のない構造とするのが望ましい。 また、歩行者が昇降しやすく、階段のけあげ面を引込ませたり、踏み面の角に滑り止めを設けるなど、細部構造に留意しなければならない。
【横断歩道橋編】 路面 (5-3)	路面は舗装し、水たまりが生じないよう排水に留意し、斜路にはとくに滑り止めを考慮した舗装を選定しなければならない。(略)	路面（踊り場、階段、斜路を含む。）は、一般に厚さ 2 cm 以上の耐摩耗性の舗装をしなければならない。 排水は、縦断勾配をつけて橋端に導き、橋脚にそった排水管で処理することが望ましい。
【横断歩道橋編】 維持修繕 (6-1)	① 横断歩道橋は路面及びけた、高欄等を常に清浄な状態に保つよう清掃を行わなければならない。 ② パトロールを適切な期間ごとに実施し、横断歩道橋のけたの状態、塗装、排水管、照明器具、目かくし板等について点検しなければならない。これらの点検により異常が認められた箇所は、修理しなければならない。	① 路面清掃は、歩行者数、沿道の状況を勘案して適切な周期で行わなければならない。 ② 横断歩道橋は通常 1 か月に 1 回程度のパトロールを行うものとし以下の項目について点検して異常が認められた箇所は、修理しなければならない。 (以下の項目：省略)

(注)「立体横断施設技術基準・同解説」(昭和 54 年 1 月 社団法人日本道路協会)により、作成した。

表 1-15 当事務所の歩行等調査結果（横断歩道橋）

No.	事例の内容	箇所数				
		国道 58号	国道 329号	国道 330号	国道 331号	計
1	横断歩道橋の最上部・踊り場に点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者が階段から転倒するおそれがあるもの	6	1	2	3	12
2	横断歩道橋の手すりが設置されていない、欠損している等により、歩行者、特に高齢者等が円滑に通行できないおそれがあるもの	0	1	2	0	3
3	横断歩道橋の排水口のつまり、階段の滑り止めの破損、腐食して穴が空くなど、機能が損なわれているおそれがあるもの	3	0	1	0	4
4	1と2の内容が混在しているもの	3	1	2	1	7
5	1と3の内容が混在しているもの	3	0	1	0	4
合 計		15	3	8	4	30

注 1 当事務所の歩行等調査結果による。

2 No.1の事例には、横断歩道橋と接続している県道のガードレールにぶつかるおそれのあるもの(1)及び点状ブロックが破損しているもの(1)を含む。

表 1-16 防護柵の設置基準の概要

区 分	車両用防護柵	歩行者自転車用柵
定義 (1-2)	主として進行方向を誤った車両が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員の傷害および車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることを目的とした施設	歩行者および自転車（以下、「歩行者等」という。）の転落もしくはみだりな横断を抑制するなどの目的を備えた施設
設置区間 [車両用] (2-1) [歩行者等用] (3-1)	① 主として車両の路外（路側を含む。）への逸脱による乗員の人的被害の防止を目的として路側に設置する区間 ② 主として車両の路外などへの逸脱による第三者への人的被害の防止を目的として、路側、分離帯、歩車道境界に設置する区間 ③ 事故が多発する道路等、その他の理由で必要な区間	① 歩道等の路側が危険な区間などで、歩行者等の転落防止を目的として路側または歩車道境界に設置する区間 ② 歩行者等の道路の横断が禁止されている区間などで、歩行者等の横断防止などを目的として歩車道境界に設置する区間
防護柵の形状 [車両用] (2-2-3) [歩行者等用] (3-3-2)	歩車道境界用車両用防護柵は、ボルトなどの突起物、部材の継ぎ目などにより歩行者等に危害を及ぼすことのない形状とするなど、歩行者等に配慮した形状を有しなければならない。	歩行者自転車用柵は、ボルトなどの突起物、部材の継ぎ目などにより歩行者等に危害を及ぼすことのない形状とするなど、歩行者等に配慮した形状を有しなければならない。 また、転落防止を目的として設置する柵の柵間隔は、歩行者等が容易にすり抜けられないものとする。
維持管理 (4-2)	日常の道路パトロールにおいて、防護柵の外観を巡視し、防護柵の異常の有無を確かめるため、定期的な点検を実施する。この際、車両衝突時に塑性変形が生じない剛性防護柵は、車両衝突の繰り返しなどによる強度の低下が明確になりにくいいため、適宜十分な目視点検を行うものとする。 防護柵が事故、災害などにより変形または破損するなど防護柵の機能を十分果せなくなった場合は、ただちに復旧しなければならない。	

(注)「防護柵の設置基準」(平成 16 年 3 月 31 日 道路局長通達)により、作成した。

表 1-17 当事務所の歩行等調査結果（防護柵）

No.	事例の内容	事例数				
		国道 58号	国道 329号	国道 330号	国道 331号	計
1	防護柵が設置されていないため、歩行者が転落するおそれがあるもの	0	1	0	0	1
2	防護柵に取り付けられた金具等により、歩行者が接触すると怪我をするおそれがあるもの	1	1	0	0	2
3	防護柵のパイプや支柱の破損等により、強度が弱くなっている可能性があるもの	0	4	0	0	4
合 計		1	6	0	0	7

(注) 当事務所の歩行等調査結果による。

表 1-18 視線誘導標設置基準の概要

区 分	内 容	解説(要約)
定義 (1-2)	視線誘導標とは車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う施設	自動車が夜間走行する場合には、前照灯によって進行方向を明らかにして道路線形等を把握し、走行、停止などを行うが、前照灯によって明確に把握できる範囲は限られているため、安全かつ円滑な交通の確保に支障が生じる場合がある。これに対処するための施設としては、視線誘導標の他には道路照明施設や区画線があるが、費用、効果等を考慮すると、夜間における視線誘導方策としては視線誘導標が有効と考えられる。
設置区間 (3-1-1)	一般国道等には、当該道路の構造及び交通の状況を勘案し、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては視線誘導標を設けるものとする。	視線誘導標の設置に当たっては、当該道路の構造、交通の状況から総合的に検討 <目安> ① 設計速度が 50 km/時以上の区間 ② 車線数や車道幅員が変化する区間 ③ 急カーブ及び急カーブに接続する区間 など
設置方法 (3-1-2)	(1) 設置場所等 ① 視線誘導標の設置場所は、左側路側を原則とし、必要に応じて中央分離帯及び右側路側等にも設置 ② 視線誘導標の反射体の色 ・左側路側：白色 ・中央分離帯及び右側路側：橙色 (2)～(3) 略	視線誘導標は左側路側に設置することを原則とする。ただし、曲線半径が特に小さい曲線部や車線数に変化する区間等にあつては必要に応じて右側路側にも設置（中略） 左側路側に設置する反射体の色は白色とし、右側に設置する場合は注意すべき場所又は右側であることを示すため橙色とする。 <色彩>（基準：2-3） 橙色は、白色に比し反射効率は悪いが、この色は一般に「注意」の意味で用いられるため、この基準でも同様の意味を持たせることとした。
点検 (6-1) 清掃・補修 (6-2)	点検は、通常巡回において異状の有無を確かめるほか下記の項目について必要に応じ実施 ① 反射状況 ② 反射器及び支柱の固定状況、破損の有無、汚れ	・点検は、通常巡回において以上の有無を確かめるほか、必要に応じ、①反射状況、②反射器及び支柱の固定状況、③破損の有無、④反射体の汚れの程度、⑤反射体の向き、⑥支柱の傾き、⑦反射体の傾き、⑧雑草などにより反射体が見えなくなっていないか、といった項目について実施

	③ 反射体の並び ④ 反射体の視認性 (1) 清掃 反射面の汚れは、視線誘導効果を下げるので、点検結果に基づき、清掃を行うものとする。 (2) 補修 破損等がある場合は補修を行うものとする。	・補修は簡単な場合は現場で治すが、破損していて現場で補修し難い場合は撤去新設するものとする。
--	--	--

(注) 「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和59年10月 公益社団法人日本道路協会)により、作成した。

表1-19 当事務所の歩行等調査結果(視線誘導標・地点標)

区分	No.	事例の内容	箇所数				
			国道 58号	国道 329号	国道 330号	国道 331号	計
視線 誘 導 標	1	縁石鉾やガードレール等に設置されている誘導標が毀損等により、機能が損なわれているもの	28 (23)	38 (24)	13 (13)	3 (3)	82 (63)
	2	中央分離帯の中央部分に設置されている誘導標が毀損等により、機能が損なわれているもの	10	2	11	2	25
	3	縁石鉾等が雑草等に覆われ、視認することが困難なもの	14 (11)	1 (1)	3 (2)	2 (1)	20 (15)
	4	縁石鉾等の反射板の色が逆(白→橙色)になっているもの	6 (5)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	8 (6)
	合 計		58 (39)	42 (25)	27 (15)	8 (5)	135 (84)
地 点 標	1	毀損等により、機能が損なわれているもの	29 (21)	42 (32)	48 (40)	3 (0)	122 (93)
	2	雑草等に覆われ、視認することが困難なもの	11 (10)	4 (4)	3 (2)	2 (2)	20 (18)
	合 計		40 (31)	46 (36)	51 (42)	5 (2)	142 (111)

注1 当事務所の歩行等調査結果による。

- 2 視線誘導標欄の下段()は、視線誘導標のうち縁石鉾(縁石に設置されている自発光式の視線誘導標を含む。)に係る事例を、地点標欄の下段()は、地点標のうち百メートル標に係る事例を示しており、それぞれ内数である。

表 1-20

当事務所の歩行等調査結果（トンネル）

No.	事例の内容	事例数				
		国道 58号	国道 329号	国道 330号	国道 331号	計
1	複数箇所において、照明が連続して点灯していないため、歩行者等の通行に支障が生じるおそれがあるもの	1	0	0	0	1
2	通報設備及び消火器が設置されている場所の歩車道境界に防護柵があるため、車道側から使用しにくいもの	0	0	2	0	2
合計		1	0	2	0	3

(注) 当事務所の歩行等調査結果による。

表 1-21

直轄国道の維持管理に関する身体障害者団体の意見・要望

団体	主な意見・要望
A	<p>① 誘導ブロックがマンホール等により途中で途切れている場合、60 cm位までなら困らないが、それ以上だと方向が分からなくなり不安を感じる。</p> <p>② 線状ブロックの終端には、当然点状ブロック（警戒ブロック）があるものと認識して歩行しているため、点状ブロックがない場合は不安を感じる。</p> <p>③ 誘導ブロックがすり減ったり、破損していたりするのは非常に困る。特に、駐車場などの出入口に問題が多い。また、土砂で埋まっている場合も、足裏で認識できなくて困る。</p> <p>④ 誘導ブロックは雨にぬれると滑るので、水たまりがあるのも困るし、雑草がある場合も歩きづらい。また、上空スペースに樹木や草木が繁茂している場合も、通行に支障がある。</p> <p>⑤ 誘導ブロック近くに障害物があるのも困る。法令上、30cm以上離すこととなっているはずだが、個人的には30cmでも狭いと感じる。</p> <p>⑥ 弱視の方は、誘導ブロックと歩道とで輝度の差（コントラスト）がないとブロックの位置が分からなくて困る。また、複数の色で設置されている場合でも、安全上好ましくない。</p> <p>⑦ 横断歩道橋の最上部や踊り場に誘導ブロックが敷設されていないのは、転落の危険があるので怖い。特に階段を降りる際に危険を感じる。</p>
B	<p>① 沖縄県は、全国で最も歩道の段差が多い県であると感じている。これは、自転車文化がなく、歩道の段差が放置されているためと考えている。車道と歩道の段差が2 cm以上になっている箇所が多く、行政がチェックをしている様子もみえてこない。</p> <p>② 沖縄総合事務局の主催で、県の関係部局やバス・タクシー等の関係協会、障害者福祉協会等の関係団体等で構成される沖縄地方バリアフリー推進連絡会議が開催されており、また、同会議の関係で有識者会議も開催されているが、議題は、バリアフリー全体に係るものであるため包括的である。このため、道路に特化した意見を述べる場（国道事務所の現場の職員との意見交換等）が欲しい。特に、平成25年に国道と県道の交差点で5 cmの段差があり、国と県に改善要望を出したが、改善までに1年半を要した上、改善した旨の連絡も無かったので、意見交換の場があればありがたい。</p>

(注) 当事務所の調査結果による。

2 道路標識の維持管理

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>道路標識は、道路交通の安全と円滑を図る上で不可欠な道路の附属物であり、道路利用者に対して案内、警戒等の情報を伝達する機能を有するものである。</p> <p>道路管理者は、道路法第 45 条第 1 項において、「道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識を設けなければならない。」とされている。道路標識の種類、様式、設置場所等の基本的な事項は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年 12 月 17 日総理府、建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）に定められており、道路標識のうち、案内標識及び警戒標識については、標識令第 4 条第 1 項により、道路管理者が設置するものとされている。</p> <p>また、道路管理者は、「道路標識設置基準」（昭和 61 年 11 月 1 日都街発第 32 号、道企発第 50 号）5-1 及び 5-2 により、①道路標識の設置後においても、その効用が損なわれないよう維持管理を十分に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮すること、②適宜巡回点検を行い、点検により異常を認めた場合は速やかに補修しなければならないこととされている。</p>	表 2-1
<p>さらに、同基準 3-1-1 では、道路標識の設置計画は、関係する道路管理者等で構成する委員会において調整するものとするとしており、沖縄県においては、県内の道路標識の整備の向上及び表示内容の充実を図ることを目的として、総合事務局、沖縄県及び西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所によって組織される「沖縄ブロック道路標識適正化委員会」（以下「適正化委員会」という。）が設置されている。</p>	表 2-2
<p>適正化委員会では、目標地の変更や追加著名地点の検討、追加著名地点等のローマ字（英語）表示の検討等の活動が行われているほか、平成 26 年 3 月に、沖縄県における道路案内標識の表示内容の整合を図るため、道路管理者が案内標識に用いる目標地や、空港や港、公園等の著名地点等を示した「道路案内標識表示等基準」、また、著名地点のピクトグラム（絵文字）やローマ字（英語）表示等を示した「著名地点道路案内標識マニュアル」を改定・公表している。「道路案内標識表示等基準」5-3 によると、著名地点を表示する案内標識（114 系標識）については、①わかりやすく、親しみのもてる案内標識とするため、ピクトグラムを使用する、②国際化に対応するため、「和英併記」とするとされているほか、「著名地点道路案内標識マニュアル」では、著名地点案内標識に添架するピクトグラムは、同マニュアルに示された 52</p>	表 2-3
<p>のカテゴリーに区分した標準ピクトグラムの中から選択して使用することと定められている。</p>	表 2-4
	表 2-5

【調査結果】

今回、国道事務所等における道路標識の維持管理状況を調査するとともに、当事務所において、管内の直轄国道6路線（国道58号、国道329号、国道330号、国道331号、国道332号及び国道506号）における道路標識について歩行等調査した結果、以下のような状況がみられた。

(1) 道路標識の維持管理

道路標識の維持管理は、通常、項目1における道路等巡回（通常巡回及び歩道巡回）の際に道路標識の破損状況等を把握し、又は利用者からの苦情等を受け、道路標識の補修等を実施している。また、道路等巡回における道路標識の状態の確認に当たっては、①道路巡回要領では、交通安全施設の一つとして確認、②歩道巡回要領では、道路標識の破損状況を確認するとされており、道路標識の状態等は、前述（項目1）のとおり、有資格者や一定の業務経験年数を有する者等が資格要件とされている道路巡回員等の経験・判断に委ねられている。

今回、当事務所において、維持出張所等における道路巡回日誌（平成27年4月分）及び歩道巡回日誌（平成27年度分）を分析したところ、道路標識に係る事例は、①道路巡回では4件で全件数948件の0.4%、②歩道巡回では59件で全件数1,064件の5.5%に過ぎず、指摘した内容も、大部分が標識支柱等の腐食など老朽化等により施設自体が破損状態にあるものとなっており、下記（2）において当事務所が指摘している、①道路標識の設置の必要な箇所、②表示内容の誤り、③案内標識間の表示内容の整合性については把握されていない。

また、道路標識の表示が薄くて見えにくいなどの道路標識の視認性については、南部国道事務所及び北部国道事務所によると、道路等巡回において把握し必要に応じて補修を行うとしているが、上記巡回日誌の分析結果では、指摘した事例は歩道巡回において確認された4件に過ぎない。当該事例のうち2件は補修されているが、2件は補修を行わないまま経過をみる状態（「要観察」）として処置されており、このうち1件については、今回の当事務所の歩行等調査においても指摘している。

当該処置について、両国道事務所では、道路標識の補修は老朽化等による腐食など施設の構造的な問題への対応が中心となっており、「表示の薄れ」への補修は一般住民等からの苦情がある場合などは対応することもあるが、予算上の制約もあり、道路等巡回で把握しても、その都度対応することは困難であるとしている。

表2-6～表
2-9

このため、道路巡回において「表示の薄れ」を指摘された案内標識の中には、そのままの状態でも2年以上経過しているものがみられるほか、運転者に対して運転上の危険又は注意すべき箇所を知らせる警戒標識についても、視認性が低下したままの状態で見られる例もみられる。

また、「要観察」とした事例は、両国道事務所によると、道路巡回日誌等に記載されているため、道路巡回員等の担当者により把握されているとしているが、長期間改善されないままの状態となることから、「要観察」事例の一覧表を作成するなど、担当者のみならず組織的な管理の必要性があると考えられる。

(2) 当事務所における歩行等調査結果

当事務所において、直轄国道6路線（国道58号、国道329号、国道330号、国道331号、国道332号及び国道506号）における道路標識の設置状況、表示内容、汚損状況等を調査した結果、62か所において改善を要すべき状況がみられた。その内訳は、以下のとおりである。なお、歩行等調査において改善が必要と認められた62か所のうち25か所（40.3%）については、既に改善が図られている。

ア 案内標識

案内標識は、道路利用者に目的地などの情報を提供する施設であり、道路標識設置基準3-2により、①経路案内（目的地・通過地の方向、距離や道路上の位置を示すもの）、②地点案内（著名地点の案内や現在地を示すもの）、③附属施設案内（待避所・パーキングなどの附属施設を案内するもの）の三つに区分される。

しかし、以下のとおり、道路利用者の利便確保が十分図られていない事例が44か所みられた。なお、このうち11か所（25.0%）については、既に改善が図られている。

- ① 案内標識が必要と思われる場所に設置されていないもの（3か所）
- ② 掲示版が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの（23か所）
- ③ 行先地の表示に整合性がない、距離表示が間違っているもの等（9か所）
- ④ 補助標識が毀損又は欠落しているもの（5か所）
- ⑤ 前述の適正化委員会が策定した著名地点道路案内標識マニュアルにより、著名地点のピクトグラム（絵文字）が定められているが、ピクトグラムが間違っている又は表示されていないもの（4か所）（※）

表2-10

別冊事例集
事例59～71

※ 両国道事務所によると、当該事例は、著名地点道路案内標識マニュアルによるピクトグラムが決定される以前に設置された標識であるとしている。

イ 警戒標識

警戒標識は、運転者に対し、道路及び沿道における運転上の危険又は注意すべき箇所を知らせて、必要な減速と注意深い運転を促す施設であり、道路標識設置基準 3-5 により、①道路形状の予告（交差点や交通流の変化などを予告するもの）②路面又は沿道状況の予告（学校・幼稚園・保育所等の施設や落石のおそれがあるなどを予告するもの）、③気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告（横風や動物の飛び出しなどを予告するもの）の三つに区分される。

しかし、以下のとおり、道路利用者の安全確保等が十分図られていない事例が 18 か所みられた。なお、このうち 14 か所（77.8%）については、既に改善が図られている。

- ① 警戒標識が必要と思われる場所に設置されていないもの（2 か所）
- ② 掲示版が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの（13 か所）（※）

※ 当該事例の中には、樹木の枝葉により見えにくくなっている規制標識 2 か所及び指示標識 1 か所を含む。

- ③ 表示が道路形状と異なっているもの（1 か所）
- ④ 補助標識が毀損しているもの（2 か所）

上記事例がみられた原因としては、次のようなことが考えられる。

- ① 「表示の薄れ」等による道路標識の視認性の補修に係る要否の判断が難しいこと等のため、「要観察」として改善されない状態のまま置かれる傾向があること
- ② 道路等巡回における道路標識の状態等は、道路巡回員等の経験・判断に委ねられていること等から、道路巡回員等の点検は、主として標識支柱等の腐食など既存施設の破損状態等を把握することを中心として行われており、案内標識の表示の誤りや標識間の整合性等表示内容に係る点検が実施されていないこと

【所見】

したがって、総合事務局は、運転者等の安全及び利便をより一層確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 道路等巡回における道路標識の状態等の確認に当たっては、「表示の薄

別冊事例集
事例 72～77

れ」等による道路標識の視認性についての改善を図るべき事例の事例集を作成するなどにより、的確な点検・補修を実施するとともに、道路等巡回で「要観察」と判断された道路標識については、継続的に補修の要否を確認できるよう、一覧表を作成するなどして情報を共有し組織的に管理を行うこと。

② 案内標識に係る表示の誤りや標識間の整合性等表示内容に係る点検については、例えば定期的に点検を行うなど、点検方法に係る必要な措置を検討すること。

③ 今回、当事務所が指摘した道路標識に係る事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、案内標識及び警戒標識の設置の必要性を指摘した事例については、当該標識の設置について速やかに検討すること。

表 2 - 1

道路標識関係法令(抜粋)

<p>○ 道路法 (昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号) (道路標識等の設置)</p> <p>第 45 条 <u>道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。</u></p> <p>2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。</p> <p>○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号) (分類)</p> <p>第 1 条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。</p> <p>2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。 (種類等)</p> <p>第 2 条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。 (様式)</p> <p>第 3 条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。 (条例で寸法を定める道路標識)</p> <p>第 3 条の 2 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十五条第三項 の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識 (これらの道路標識の柱の部分を除く。) とする。 (設置者の区分)</p> <p>第 4 条 <u>道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法 による道路管理者 (以下「道路管理者」という。) が設置するものとする。</u></p> <p>一 <u>案内標識</u></p> <p>二 <u>警戒標識</u></p> <p>三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>○ 道路標識設置基準 (昭和 61 年 11 月 1 日都街発第 32 号、道企発第 50 号)</p> <p>第 5 章 道路標識の維持管理</p> <p>5 - 1 <u>道路標識は、設置後においてその効用が損なわれることがないよう維持管理を十分にに行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>5 - 2 <u>道路標識は、個々の標識が相互に有機的なつながりを持ち、一貫した道路交通上の指示を与えるものであるから、適宜巡回点検を行う必要がある。</u>また台風等の災害の直後にも点検を行うことが望ましい。 <u>点検により異常を認めた場合は速やかに補修しなければならない。</u>建築限界を侵している場合は特に速やかに補修しなければならない。</p>
--

(注) 下線は、当事務所で付した。

表 2-2 沖縄ブロック道路標識適正化委員会の構成

機関	部署		構成員の役職		
			委員会	幹事会	作業部会
沖縄総合事務局	開発建設部		◎企画調整官	—	—
		道路管理課	課長	◎課長 課長補佐	◎課長補佐 交通対策係長
		道路建設課	課長	課長補佐	計画係長
	北部国道事務所		所長	副所長	管理第二課長
	南部国道事務所		所長	副所長	交通対策課長
沖縄県	土木建築部		○土木整備統括監	—	—
		道路管理課	課長	○副参事	補修班長
		道路街路課	課長	副参事	道路整備班長
		北部土木事務所	所長	技術統括	維持管理班長
		中部土木事務所	所長	技術統括	維持管理班長
		南部土木事務所	所長	技術統括	維持管理班長
		宮古土木事務所	所長	維持管理班長	維持管理班
		八重山土木事務所	所長	維持管理班長	維持管理班
西日本高速道路(株)	九州支社	沖縄高速道路事務所	副所長	統括課長	保全計画課長

注 1 沖縄ブロック道路標識適正化委員会規約に基づき作成した。

- 2 委員会の◎は委員長、○は副委員長を、幹事会の◎は幹事長、○は副幹事長を、作業部会の◎は作業部会長を表している。
- 3 沖縄ブロック道路標識適正化委員会には、「委員会」、「幹事会」及び「作業部会」のほか、標識のローマ字(英語)に関する諮問機関として「ローマ字(英語)標示検討会」、標識のデザインに関する諮問機関として「標識デザイン検討会」を置くことができるとされている。

表 2-3 沖縄ブロック道路標識適正化委員会の開催状況

年度	委員会等	開催日	主な検討事項
平成 27	委員会		未開催
	幹事会	H28. 3. 17	① 著名地点の検討：沖縄空手会館の登録⇒承認 ② 国土地理院「英語名称リスト」の確認⇒承認 ③ 沖縄ブロックにおける交差点名称設定ルールの見直し⇒承認 ④ 沖縄ブロックにおけるカラー設置舗装の考え方⇒承認 ⑤ 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業のフォローアップ⇒承認
	作業部会	H27. 11. 26	① 著名地点の検討：「道の駅ぎのぞ」への案内経路の検討 ② 目標地の検討：路線番号の重複区間における道路経路案内標識表示内容、一般地から主要地への格上げ検討、「那覇市街」標記の改善 ③ 交差点名標識改善検討：沖縄ブロックにおける交差点名称設定ルールの見直し、「(仮)吉の浦公園入口」等の名称設定 ④ 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業のフォローアップ
26	委員会	—	※ 承認事項等が少ないため、委員会は開催せず、承認事項を文書照会<文書照会結果> ① 沖縄ブロック道路案内標識表示等の手引書公表⇒承認 ② 目標地の見直し（一般地から主要地への格上げ）⇒承認
	幹事会	H27. 1. 22	① 著名地点の検討：「道の駅ぎのぞ」の追加登録⇒承認、国道 449 号における著名地点案内経路の変更⇒承認、OIST への案内標識拡充⇒承認 ② 目標地の検討：那覇市街⇒持越し、糸満市街⇒西崎に変更 ③ 沖縄ブロック道路案内標識表示等の手引書⇒配布及び WEB 掲載を承認
	作業部会	H26. 11. 19	上記①～③の検討
	ローマ字 (英語)標 示検討会	H27. 1. 9	① モノレール駅名の英語表記の変更検討 ② 特別支援学校のローマ字(英語)標記検討 ③ 戦略拠点・地方拠点における道路案内標識改善(八重山地区)について
25	委員会	H26. 3. 20	① 追加要請著名地点(金武ダム、喜瀬ビーチ、比嘉ロードパーク)の登録⇒承認 ② 目標地の検討：「石川市街」標記の改善⇒保留、与那原バイパス・南風原バイパス標識配置計画(目標値の追加)検討⇒承認、国道 331 号と糸満与那原線における目標地標記の検討⇒承認 ③ うるま市著名地点案内経路の見直し検討⇒承認 ④ ローマ字(英語)標示検討会の報告：追加著名地点のローマ字(英語)標示の検討⇒概ね事務局提案の標記で決定
	幹事会	H26. 2. 18	上記①～③の検討
	作業部会	H26. 2. 10	同 上
	ローマ字 (英語)標 示検討会	H26. 1. 24	① ローマ字標示基準等の見直しについて ② 八重山での表示言語について
		H26. 3. 13	① 追加著名地点等のローマ字(英語)の検討 ② ローマ字標示基準等の見直しについて ③ 沖縄ブロック道路案内標識表示の手引書について(ローマ字(英語)標示基準案)

(注) 沖縄ブロック道路標識適正化委員会の資料に基づき作成した。


表 2-4 道路案内標識表示等基準の概要

区 分	内 容
1 総則	
基準の目的 (1-1)	沖縄県における道路案内標識表示内容の整合を図るために道路管理者が案内標識に用いる地名（目標地）を選定・表示する際の基準及び著名地点を選定する際の基準を策定
適用の範囲 (1-3)	(1) 道路種別 この基準を適用する道路は、 <u>沖縄県内の一般国道</u> 、主要地方道及び一般県道とする。（略） (2) 対象とする案内標識 この基準を適用する案内標識は、交差点での予告、交差点での単路部での確認を目的として設置する 108、105、106 系の標識と、著名地点を案内する 114 系の標識とする。
2 道路の分類	(略)
3 目標地の分類と選定	
4 目標地の表示方法	
5 114 系著名地点の選定	
著名地点案内標識 マニュアル (5-2)	著名地点案内システム、著名地点案内標識表示基準を別途「 <u>著名地点道路案内標識マニュアル</u> 」に <u>としてとして取りまとめており、114 系著名地点標識を設置する場合は、当該マニュアルによるものとする。</u>
114 系著名地点標識 表示要領 (5-3)	114 系著名地点の表示内容については、 <u>以下の 2 項目を必須の「表示要領」とする。</u> ① わかりやすく、親しみのもてる案内標識とするため、 <u>ピクトグラム（絵文字）を使用する。</u> ② 国際化に対応するため、「和英併記」とする。

(注) 1 「道路案内標識表示等基準」(平成 26 年 3 月 沖縄ブロック道路標識適正化委員会)により、作成した。

2 下線は当事務所が付した。

表 2-5 著名地点道路案内標識マニュアルにおけるピクトグラムに係る事項の概要

内 容	標準ピクトグラムの例
3 著名地点案内標識表示基準 (4) 標準ピクトグラム 沖縄ブロック道路標識適正化委員会は、県内の著名地点を 52 のカテゴリーに区分した標準ピクトグラムを作成しており、 <u>県内の著名地点案内標識に添架するピクトグラムは、当該標準ピクトグラムより選択し用いるものとする。</u>	

(注) 1 「著名地点道路案内標識マニュアル」(平成 26 年 3 月 沖縄ブロック道路標識適正化委員会)により、作成した。

2 下線は当事務所が付した。

表 2-6 道路巡回において確認した道路標識の件数

国道事務所名 維持出張所等名	南部				北部	合計
	与那原	嘉手納	空港	計	名護	
案内標識	1	0	0	1	0	1
警戒標識	0	0	1	1	0	1
規制・指示標識	1	0	0	1	1	2
計	2	0	1	3	1	4
参考（確認総数）	259	250	298	807	141	948

- 注 1 当事務所の調査結果による。
 2 道路巡回の期間は、平成 27 年 4 月である。

表 2-7 道路巡回における道路標識の指摘内容

国道事務所名 維持出張所等名		南部				北部	合計
		与那原	嘉手納	空港	計	名護	
案内 標識	毀損	1	0	0	1	0	1
	枝葉等による隠れ	0	0	0	0	0	0
	表示の薄れ	0	0	0	0	0	0
	表示内容	0	0	0	0	0	0
警戒 標識	毀損	0	0	0	0	0	0
	枝葉等による隠れ	0	0	1	1	0	1
	表示の薄れ	0	0	0	0	0	0
	表示内容	0	0	0	0	0	0
規制標 識等	毀損	1	0	0	1	1	2
	枝葉等による隠れ	0	0	0	0	0	0
合計		2	0	1	3	1	4

- 注 1 当事務所の調査結果による。
 2 道路巡回の期間は、平成 27 年 4 月である。

表 2-8 歩道巡回において確認した道路標識の件数

国道事務所名 維持出張所等名	南部			北部	合計
	与那原	嘉手納	計	名護	
案内標識	1	3	4	39	43
警戒標識	1	0	1	5	6
規制・指示標識	0	0	0	10	10
計	2	3	5	54	59
参考（確認総数）	375	325	700	364	1,064

- 注 1 当事務所の調査結果による。
 2 歩道巡回は、平成 27 年度の実績である。

表 2-9 歩道巡回における道路標識の指摘内容

国道事務所名		南部			北部	合計
維持出張所等名		与那原	嘉手納	計	名護	
案内 標識	毀損	1	3	4	37	41
	枝葉等による隠れ	0	0	0	0	0
	表示の薄れ	0	0	0	2	2
	表示内容	0	0	0	0	0
警戒 標識	毀損	1	0	1	3	4
	枝葉等による隠れ	0	0	0	0	0
	表示の薄れ	0	0	0	2	2
	表示内容	0	0	0	0	0
規制標 識等	毀損	0	0	0	10	10
	枝葉等による隠れ	0	0	0	0	0
合計		2	3	5	54	59

- 注 1 当事務所の調査結果による。
 2 歩道巡回は、平成 27 年度の実績である。

表 2-10 当事務所の歩行等調査結果（標識）

区分	No.	事例の内容	箇所数						計
			国道 58 号	国道 329 号	国道 330 号	国道 331 号	国道 332 号	国道 506 号	
案内 標識	1	標識が必要と思われる場所に設置されていないもの	1	0	0	1	1	0	3
	2	掲示版が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの	6	6	3	5	1	2	23
	3	行先地の表示に整合性がないもの、距離表示が間違っているもの等	3	2	1	3	0	0	9
	4	補助標識が毀損又は欠落しているもの	2	1	1	1	0	0	5
	5	ピクトグラムが間違っている又は表示されていないもの	4	0	0	0	0	0	4
	計		16	9	5	10	2	2	44
警戒 標識 等	1	標識が必要と思われる場所に設置されていないもの	0	1	1	0	—	—	2
	2	掲示版が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの	4	3	0	6	—	—	13
	3	表示が道路形状と異なっているもの	0	0	0	1	—	—	1
	4	補助標識が毀損しているもの	1	1	0	0	—	—	2
計		5	5	1	7	—	—	18	
合計		21	14	6	17	2	2	62	

- 注 1 当事務所の歩行等調査結果による。
 2 警戒標識等の No.2 の中には、規制標識 2 か所及び指示標識 1 か所を含む。